# 「自分の山の木なら、自由に伐ってもいい。」

こんなふうに思っている森林所有者の方は

いらっしゃいませんか?



# 立木を伐採するときは、事前に「伐採及び伐採後の造林の届出書」を提出することが 法律で義務づけられています!!

# 伐採及び伐採後の造林届出はなぜ必要なの?

森林は木材という資源の生産だけではなく、水資源の育み、山地災害の防止、二酸化炭素の固定と酸素 の供給、良好な景観や野生生物の生活の場の提供など、多くの公益的な機能を有しています。

無秩序な伐採により、森林の大切な働きが失われることのないよう森林の立木を伐採するときには (個人の持ち物であっても)、届出していただくものです。

#### 誰が届出を行うの?

森林所有者(自分で伐採する場合、または請負による伐採の場合)

伐採業者などが森林所有者から山林の立木を買い受けて伐採する時は買い受けた人または森林所有者

90 日 前

### 届出の時期はいつ?

伐採を始める90日から30日前までです。

#### 届出の提出先は?

対馬市農林課又は各支所地域振興課

# 届出をしないとどうなるの?

30万円以下の罰金に処せられます。(森林法第207条)



0920(53)6111(担当 八島)

又は各支所地域振興課へお問い合わせください。

裁判が1

日で終わらない場合、

ですか。

30 日前

諸外国では、

陪審員が裁判が終わるまで自宅に帰ること

のようなことはありません。

しかし、

対馬市在住の方は、 裁判員制度ではそ

長崎地方裁判所本庁(長崎市)からご自宅は遠距離ですの

ホテル等に宿泊していただくことになるでしょう。

裁判員(候補者)になったら、日当や交通費はもらえますか。

を許さないという例もあるようですが、

届出期間

届 出書

詳細は、対馬市農林課

もらえるとしたら、

いくらですか

裁判所

の場合は7千8百円になります 員の方は、 補者の方は、 宿泊費が支払われます。 裁判所に来ていただく日の日当や交通費のほか、

から家が遠いなどの理由で宿泊しなければならない場合は 費については、宿泊する地域によって異なりますが、 1日あたり1万円以内となります。また、 1日あたり8千円以内、 日当の具体的な金額は、 裁判員及び補充裁判 裁判員候

伐採開始日

平成 りい れるかも! あなたも裁判員に選ば はじまる裁判員制度に て解説します。 21年5月2日から



【お知らせ】裁判員制度に関する出前説明会を随時受け付けて 長崎地方裁判所厳原支部 向きますので、 おります。 職場や学校、 お気軽にお申し込みください。  $\begin{array}{c}
0 & 9 & 2 & 0 \\
9 & 2 & 0 & 0 & 6 \\
7 & 0 & 0 & 6 & 7
\end{array}$ 地域の集まりの場にも出